

12/24 朝日

## 敵基地攻撃 遺児の私も反対だ

無職

(埼玉県 83)

「敵基地攻撃能力 絶対に反対  
だ」(15日)の投稿に同感し、補足  
したい。敵基地攻撃能力は日本が先  
制攻撃する「ことを意味し、これは侵  
略にほかならない。日本国憲法の前  
文と9条は侵略を禁じている。たど  
え他国がわが国を攻撃する用意が察  
知されたとしても、その察知が誤り  
かもしれない。たとえその用意が事  
実だとしても、わが国の対応は他国  
の攻撃発射の後の自衛と迎撃の範囲  
にとどめねばならない。それが日本  
国憲法の認める限度である。

私は國民学校1年生のとき、敗戦  
はならないと訴えたい。  
私の父はフィリピンで戦死した。  
終戦後の1947年、戦死の公報が  
母のもとに届いたときのことが忘れ  
られない。母は8歳の私を抱きしめ  
ておいおいと泣いた。度重なる疎開  
と母の苦労を見てきた私は、敵基地  
攻撃能力と先制攻撃を絶対に認めて

を迎えた。戦時下で空襲警報のサイ  
レンが鳴ると、防空壕に避難したこ  
とや、日本軍の飛行機がメラメラと  
燃えて落下したのを見た記憶が鮮明  
に焼き付いている。米軍の爆弾が、  
我が家の近くの畑地に落下して、す  
り鉢状の穴が開いているのを見たこ  
とがある。